

有効求人倍率等の季節調整値の再計算について

季節調整値は毎年1回、過去に遡って改訂します

職業安定業務統計では、毎年1回、前年1年分のデータがそろった段階で、過去に遡って季節調整の再計算を行い、1月分公表時から、新季節調整値を公表しています。

季節変動の除去には、原数値を季節指数で除すことにより行っています。そして、直近の季節パターンを的確に反映させるため、過去の時系列データに前年12か月分のデータを追加し、統計的な手法に基づき、過去に遡って再計算を行い、直近5年分の結果を改訂しています。

なお、季節調整法は「センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)」によります。

		新規求人倍率		有効求人倍率	
		新	旧	新	旧
平成28年	1月	1.96	1.96	1.36	1.35
	2月	1.97	1.91	1.37	1.34
	3月	2.01	1.98	1.37	1.36
	4月	2.04	2.06	1.39	1.39
	5月	2.01	2.03	1.40	1.41
	6月	1.98	2.01	1.41	1.42
	7月	2.16	2.17	1.44	1.46
	8月	1.96	1.92	1.44	1.45
	9月	2.08	2.13	1.46	1.47
	10月	2.09	2.15	1.45	1.47
	11月	2.03	2.02	1.45	1.46
	12月	2.22	2.23	1.49	1.50
平成29年	1月	2.11	2.08	1.48	1.46
	2月	2.07	2.00	1.48	1.44
	3月	2.16	2.13	1.50	1.47
	4月	2.22	2.27	1.55	1.54
	5月	2.37	2.39	1.60	1.61
	6月	2.31	2.37	1.66	1.68
	7月	2.25	2.24	1.64	1.65
	8月	2.25	2.16	1.62	1.62
	9月	2.37	2.45	1.63	1.64
	10月	2.43	2.51	1.66	1.68
	11月	2.30	2.25	1.67	1.69
	12月	2.36	2.45	1.65	1.67

原数値と季節調整値

求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化します。例えば、新規求職者数は11月から年末にかけて減少し、4月に最も多くなります。

その数字を見るだけでは、変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものなのか、わかりませんので「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があります。これを「季節調整」といいます。

